

「次期ごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務」
委託業者選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 「次期ごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務」の委託業者を公募型プロポーザル方式により公平・適正に選定するため、次期ごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会の構成は次のとおりとする。

委員	氏 名	役 職
	横尾 金紹	鳥栖市 副市長
	田中 信博	神崎市 副市長
	岩崎 和憲	吉野ヶ里町 副町長
	森 悟	上峰町 副町長
	原野 茂	みやき町 副町長
	井上 弘孝	鳥栖・三養基西部環境施設組合 事務局長
	永淵 秀樹	脊振共同塵芥処理組合 事務局長
	吉田 忠典	佐賀県東部環境施設組合 事務局長

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 技術提案書の評価及びヒアリングの実施
- (2) 受託候補者の特定に関すること

(任期)

第4条 委員の任期は、本業務に係る契約が締結されるまでとする。

(会議)

第5条 委員会は管理者が招集し、佐賀県東部環境施設組合（以下「組合」という。）が運営を行う。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、組合が処理する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。